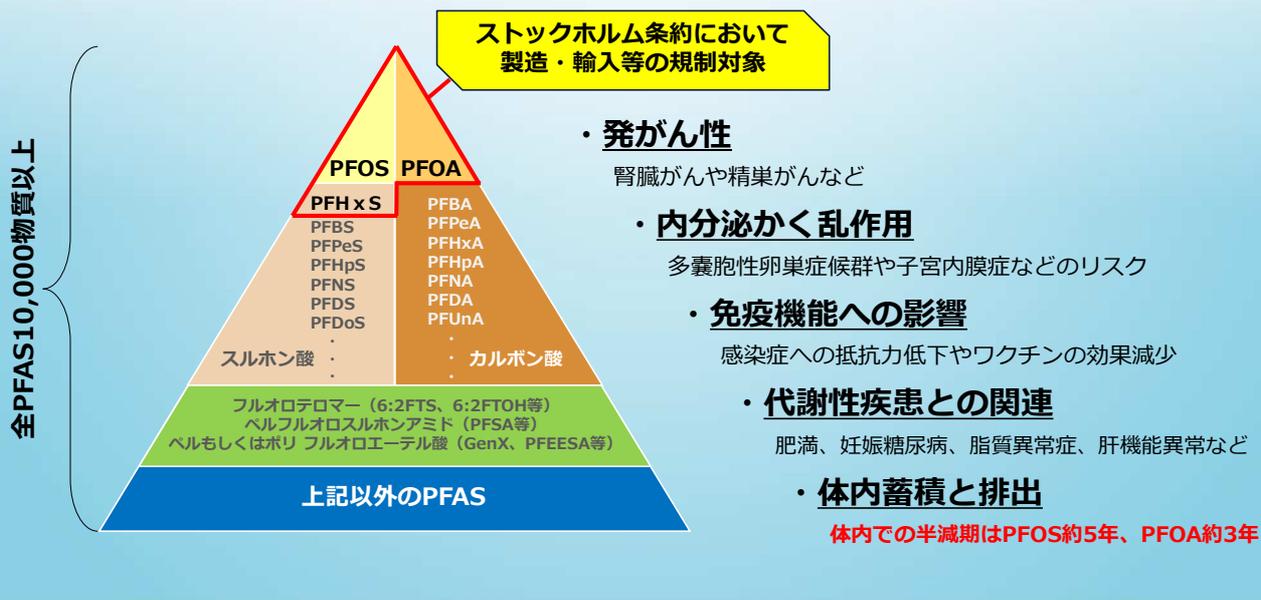


# 令和8年度の水道法改正と PFOS及びPFOAの水質検査について

出典：環境省「水質基準に関する省令改正の概要について」（令和7年8月8日）を参考に作成  
一般財団法人広島県環境保健協会

## PFASについて



# 令和8年度からの水道法改正 PFOS及びPFOAの水質基準化について

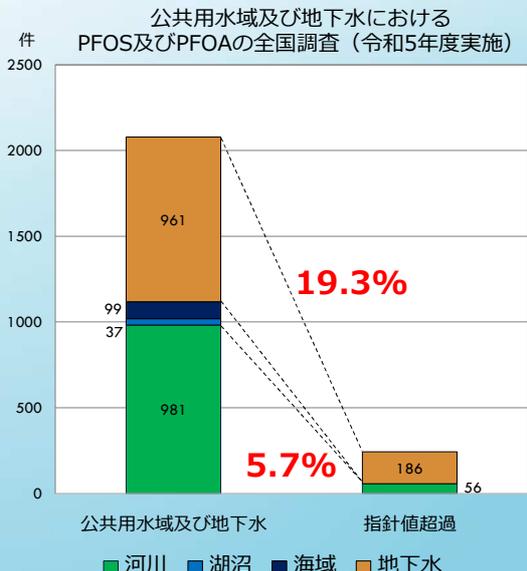
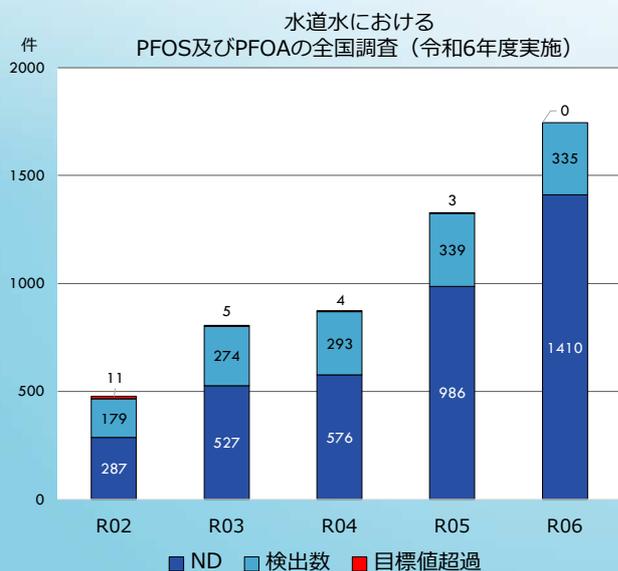
## 水質基準項目に格上げされる主な流れ

- **健康リスクの明確化**
  - ・動物実験や疫学調査で、人への健康影響（発がん性、肝臓・腎臓への影響など）が科学的に確認される。
  - ・WHO（世界保健機関）や米EPA、EU など国際的機関で基準値が示されることも重要な判断材料。
- **管理可能性（測定・処理技術の有無）**
  - ・既に分析法（検出限界、分析コスト）が確立されているか。
  - ・浄水処理で除去可能かどうか。
  - ・水道事業者が対応できる現実性があるか。
- **水道水での検出実態**
  - ・日本国内の原水や浄水から実際に検出されている。
  - ・広く検出されている、または地域的に高濃度で出ている場合は優先度が上がる。
- **社会的要請・国際動向**
  - ・住民や自治体からの不安の声。
  - ・他国で規制が進んでいる場合、日本でも早期対応の必要がある。

## PFOS及びPFOAの除去方法

- **粒状活性炭吸着**
  - ・一般的な手法で、日本の浄水場でも導入実績あり。
  - ・PFOS、PFOAの除去に有効だが、他の有機物や天然有機物（NOM）との競合で効率が低下。
  - ・定期的な再生・交換が必要。
- **粉末活性炭**
  - ・浄水場で応急的に用いられることがある。
  - ・効果はあるが、粒状活性炭ほどの持続性はない。
- **イオン交換樹脂**
  - ・強塩基性アニオン交換樹脂でPFASを効率よく除去可能。
  - ・小規模浄水施設や補助的処理で有効。
  - ・再生処理が課題。
- **逆浸透膜（RO: Reverse Osmosis）やナノろ過膜（NF）**
  - ・高い除去率（ほぼ100%近く）を期待できる。
  - ・ただしコストが高く、廃液処理（濃縮液の処分）が大きな課題。
  - ・一般的な大規模浄水場より、地下水処理施設や小規模飲料水供給に向く。

# PFOS及びPFOAの実態調査



## 令和8年度以降の水質検査回数の考え方

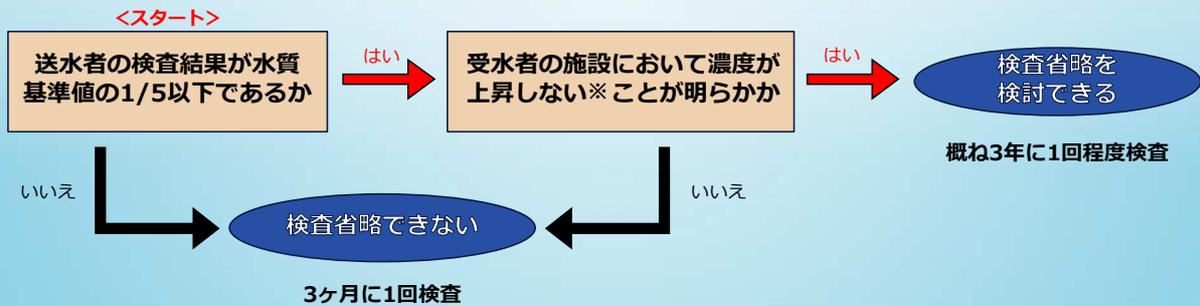
・検査頻度は**原則3ヶ月に1回**  
 ただし、以下の場合は検査頻度の減、**全量受水の場合は検査省略を検討することができる**

事業区分	検査頻度の減	全量受水の場合の検査省略
上水道事業	できない (R8～R10に3ヶ月に1回以上検査を実施し、その結果で判断)	できる
簡易水道事業 ※1	できる ※2	できる
専用水道 ※1	できる ※2	できる
水道用水供給事業	できない (R8～R10に3ヶ月に1回以上検査を実施し、その結果で判断)	できない

※1 全量受水を行っている簡易水道事業および専用水道は、検査頻度減および検査省略をそれぞれ検討し、いずれか一方を適用することができる  
 ※2 施行日前に検査を実施していない場合はできない。ただし、令和9年度以降は、施行日後の検査結果をもとに判断することができる。

# 令和8年度以降の水質検査回数の考え方

全量受水しているケース（上水道事業、簡易水道事業、専用水道のみ適用）

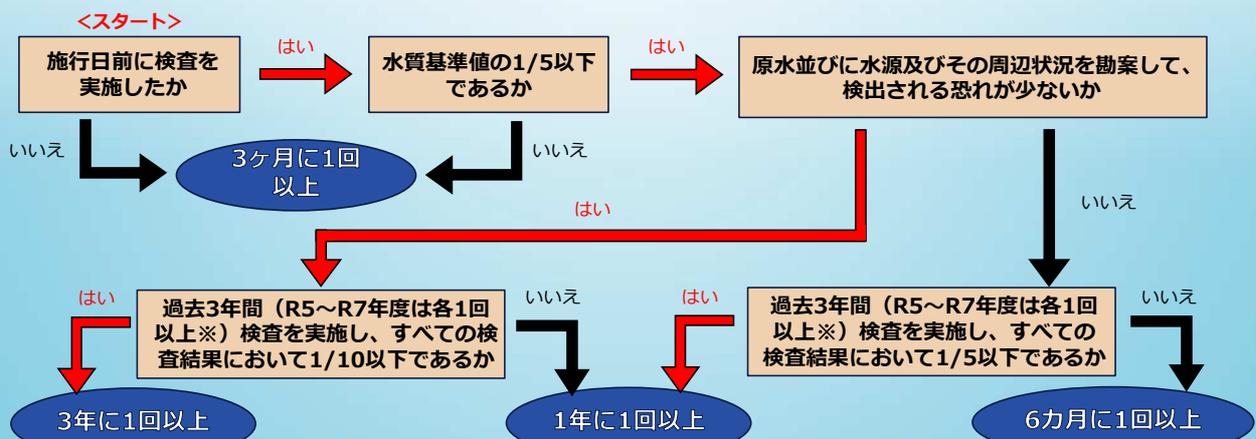


※ 過去3年以内に実施した送水者の検査結果と受水者が自ら実施した検査結果（同年度）を比較して判断する

- ・ 配水系統ごとに判断を行う
- ・ 複数の送水者から受水する場合は、いずれの検査結果においても水質基準の1/5以下であること
- ・ 省略後に送水者の検査結果において水質基準の1/5を超過した時は、その時点から「3ヶ月に1回以上」の検査となる（1年間）

# 令和8年度以降の水質検査回数の考え方

自己水源を有した簡易水道事業、専用水道のケース



※ R5～7年度の検査は原水でも可（ただし期間中1回は浄水も検査すること）

- ・ 配水系統ごとに判断を行う
- ・ 検査頻度を減じた後に、水質基準の1/5を超過した場合は、その時点から「3ヶ月に1回以上」の検査となる（1年間）

## まとめ

### 上水道事業（自前の浄水施設あり）

…向こう3年間、3ヶ月に1回の検査を実施し、その結果次第でR11年度以降の検査頻度を決定する  
※他の省略可の項目と同様の考え方

- 原水の検査結果から汚染の状況がないことが確認でき、かつ過去3年間の浄水の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合、1年に1回まで検査回数を減らすことができる。
- 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況等を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、3年に1回まで検査を省略できる

### 上水道事業（全量受水）

…過去3年以内の送水者の検査結果と同一年度に受水者が自ら実施した検査結果を比較して判断する

- 送水者の検査結果が1/5以下かつ受水者の施設で濃度上昇がない場合、検査の省略を検討することができる  
※検査を実施するか否かは配水系統毎に個別に判断。

### 水道用水供給事業

…向こう3年間、3ヶ月に1回の検査を実施し、その結果次第でR11以降の検査頻度を決定する

### 簡易水道事業・専用水道（自前の浄水施設あり）

…施行日前に検査を実施し、かつ過去3年間の値と原水の状況をもって検査頻度を決定する

- 例①：R8年度に初検査（施行日前に検査を実施していない）  
➤ R8～R10年度までの3年間、3ヶ月に1回の検査を実施し、その結果次第でR11年度の検査頻度を決定する  
※他の省略可の項目と同様の考え方
- 例②：R7年度に初検査（原水で検査を実施したことがなく、汚染状態が不明）  
➤ R7年度に1回、R8年度に2回、R9年度に2回検査し、かつ全ての結果で基準値の1/5以下の場合、R10年度から1年に1回以上に省略できる
- 例③：R6年度に初検査（原水の検査も実施し、水源の周辺状況から勘案して汚染の恐れなし）  
➤ R6～R7年度まで1年に1回、R8年に2回検査し、かつ全ての結果で基準値の1/10以下の場合、R9年度から3年に1回以上に省略できる
- 例④：R6年度に初検査（原水で検査を実施したことがなく、汚染状態が不明）  
➤ R6～R7年度まで1年に1回、R8年に2回検査し、かつ全ての結果で基準値の1/5以下の場合、R9年度から1年に1回以上に省略できる

### 簡易水道事業・専用水道（全量受水）

…施行日前に検査を実施し、かつ送水先の検査結果が基準値の1/5以下で受水者の施設で濃度上昇なし

- R8年度から検査省略可（概ね3年に1回程度の検査を実施）  
※ただし送水先の検査結果が基準値の1/5を超過した場合、概ね3ヶ月以内に受水者自ら検査を行い、1年間継続して3ヶ月に1回以上検査を実施する